

野田市総合計画

（新市建設計画）

【概要版】



野 田 市

ごあいさつ

野田市では、平成 15 年 6 月の合併後、新市建設計画 本編、旧野田市総合計画及び旧関宿町総合計画の 3 冊をもって新市建設計画とし、あわせて新市の総合計画として行政運営を行ってまいりました。

このような中、いちいのホールや陸上競技場の整備、コミュニティバスである「まめバス」の運行、鉄道駅の東口整備、生活関連道路の整備等々、新市の建設が着実に進んでいること、平成 19 年度が旧野田市総合計画の基本計画前期終了の時期であること、さらには新市建設計画 本編 において、両市町の総合計画は、合併後、新市において所要の見直しを行うこととされていたことから、改めて新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに新市の均衡を図るため、平成 18 年と 19 年の 2 か年で現計画について必要な見直しを行ったものです。

見直しにあたっては、合併時に徹底した市民参加により作成した新市建設計画という骨格ができていることから、現計画である 3 冊を 1 冊にまとめ、平成 20 年度から 27 年度までの後期基本計画とするための新規事業の追加、終了した事業の削除などの必要な時点修正を行い、あわせて見直し後の総合計画は新市建設計画としても位置づけるとの観点からとりまとめたものです。

また、本計画に対する市民参加については、新市建設計画策定時の「新市まちづくり委員会」の方々や、各界懇談会、地区別懇談会、郵便、ファックス、電子メールなどにより幅広く意見募集を行うなど積極的に取り組みました。

このようにいただいた市民意見は、まちづくりの根幹である総合計画にできる限り反映する考え方のもと、総合計画審議会の審議回数を増やし、十分な検討期間を設け慎重に審議していただきました。

本計画は、平成 27 年（2015 年）を目標年次とする野田市の長期的なまちづくりの方向を示す指針となるもので、その概要を市民の皆様に分かりやすくお伝えするためにこの冊子を作成しました。

今後も少子高齢化が進み、三位一体の改革による国からの国庫補助負担金や地方交付税の大幅削減などの構造改革が継続され、本市でも厳しい行財政運営が続くものと思われます。このように厳しい状況ではありますが、私たちの野田市を、利便性の高い、住みやすい、魅力あふれるまちにするために、市民の皆様と行政が手を携えて、総合計画の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様を始め、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成 20 年 3 月

野田市長 根本 崇

総合計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成される。以下に、それぞれの役割と計画期間を示す。

基本構想(計画期間 15 年間)

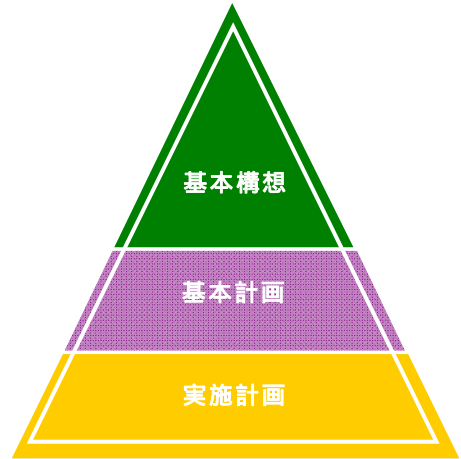
長期的な見通しに立ったまちづくりの将来都市像とこれを実現する施策の大綱を定めたもの。

基本計画(計画期間 8 年間)

基本構想に示されている施策の大綱ごとの施策と事業を具体的に示したもの。

実施計画(計画期間 3 年間)

基本計画で定めた施策を具体化する市政の短期的な計画。毎年度の予算編成及び事業実施の指針であり、3年目に見直すローリング方式^{注1)}とする。



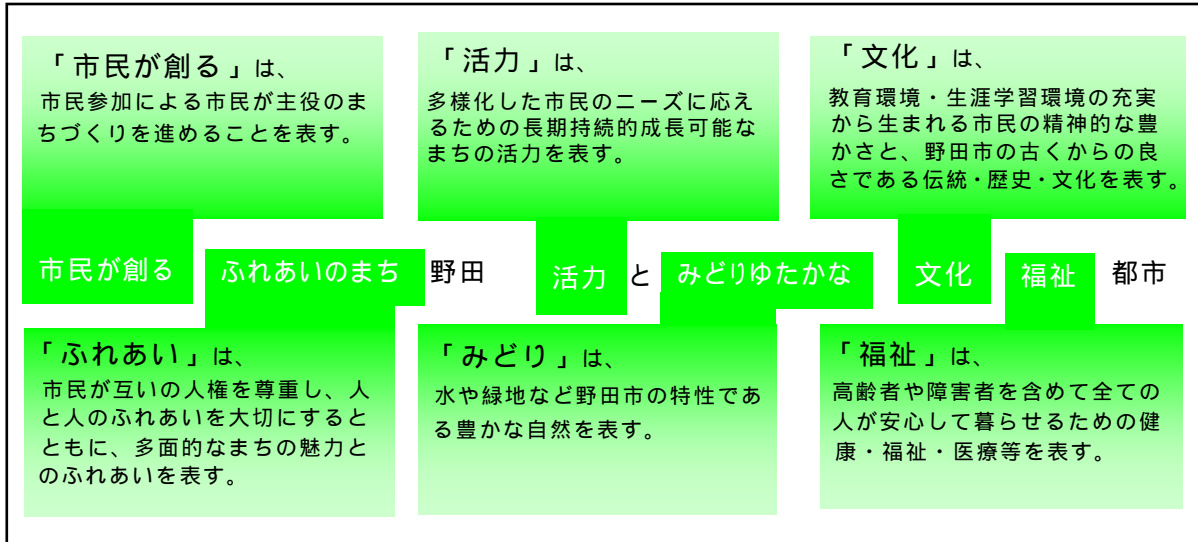
【計画期間のイメージ図】

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
基本構想 (H13-27)							
後期基本計画 (H20-27)							
実施計画 (H20-22)							
		実施計画 (H22-24)					
				実施計画 (H24-26)			
						実施計画 (H26-27)	

注 1) ローリング方式.....計画の実施過程で、計画と実績の間に食い違いが生じていないかをチェックし、違いがある場合は実績に合わせて計画を再編成して目標の達成を図る方式。

基本構想

将来都市像



将来人口と都市構造・土地利用の方向

1 将来人口

平成 27 年(2015 年)における将来人口の基本値を約 15 万 6 千人とする。さらに、東京直結鉄道整備を前提にした人口動向に及ぼす影響(アナウンス効果)を、別枠で 3 千人から 9 千人とする。

《見直しのポイント》

少子高齢化など、野田市を取り巻く要因から下方修正した。

また、旧野田市総合計画で将来人口に含めていた東京直結鉄道整備のアナウンス効果は、将来人口とは別枠にした。

2 都市構造・土地利用の方向

1) 都市構造を支える交通ネットワークの形成

都市間競争に打ち勝てるようなまちとしての利便性を向上させ、住みやすさ、生活環境としてのまちの魅力づくりを行うため、広域や市内の移動に便利で、まとまりのある都市構造の実現に向けて、都市構造を支える交通ネットワークの形成を推進する。

道路については、既存の架橋整備を含めた都市間道路ネットワークの形成を推進する。また、通過交通の市街地への流入を抑制し、鉄道に沿って分布している市街地の交通の流れを円滑にするため、外郭環状構造の確立に努めるとともに、都市計画道路等幹線道路を梯子状に整備する。日常生活に身近な移動空間としては、歩道やサイクリング道路の整備を進め、通学路の安全を確保し、高齢者や障害者を含めて誰もが安心して便利で快適に移動できる都市空間の整備を推進する。また、環境にも配慮した道路整備を推進するとともに自転車を活用する等野田市の個性づくりに努める。

公共交通機関については、東京直結鉄道、東武野田線の複線化等を促進するとともに、駅への交通ネットワークや駅前広場等、鉄道を活かすための条件整備を推進する。また、バス交通の一層の利便性の向上を図る。

2) 自然や歴史と調和したコンパクトな市街地の形成及び緑地等の保全

既存の都市構造を活かし、野田市の豊かな自然環境や歴史資源と調和したコンパクトな市街地を形成する。長期持続的成長可能なまちの活力を創出し、結果として若い世代が集い、バランスの良い世代構成となるようなまちづくりを行うとともに、高齢者や障害者を含めて誰もが便利で快適に暮らせるよう、住商工の適正配置を促進し、生活環境を備えたまとまりのある市街地整備を推進するため、市街地ゾーンを設定する。

また、利根川、江戸川、利根運河により周囲を河川に囲まれている野田市の特性や公園・緑地を活かし、市民が豊かでうるおいのある余暇を過ごすことができるよう、快適な環境整備を推進するため、緑地・レクリエーションゾーンを設定する。

市街化調整区域を中心に分布する優良農地について、農業振興の拠点及び都市内の緑地環境として維持保全するため、農業振興ゾーンを設定する。

3) 4つの核の形成

東京直結鉄道の延伸とあわせて野田市駅・愛宕駅周辺を広域的な性格を持った拠点として整備する。また、梅郷駅周辺、川間駅周辺及び関宿中央ターミナル・関宿支所周辺に存在する都市機能集積の活用等によって、それぞれの地域サービス核を形成する。

中心サービス核...野田市駅・愛宕駅周辺地域

地域サービス核...梅郷駅周辺地域

...川間駅周辺地域

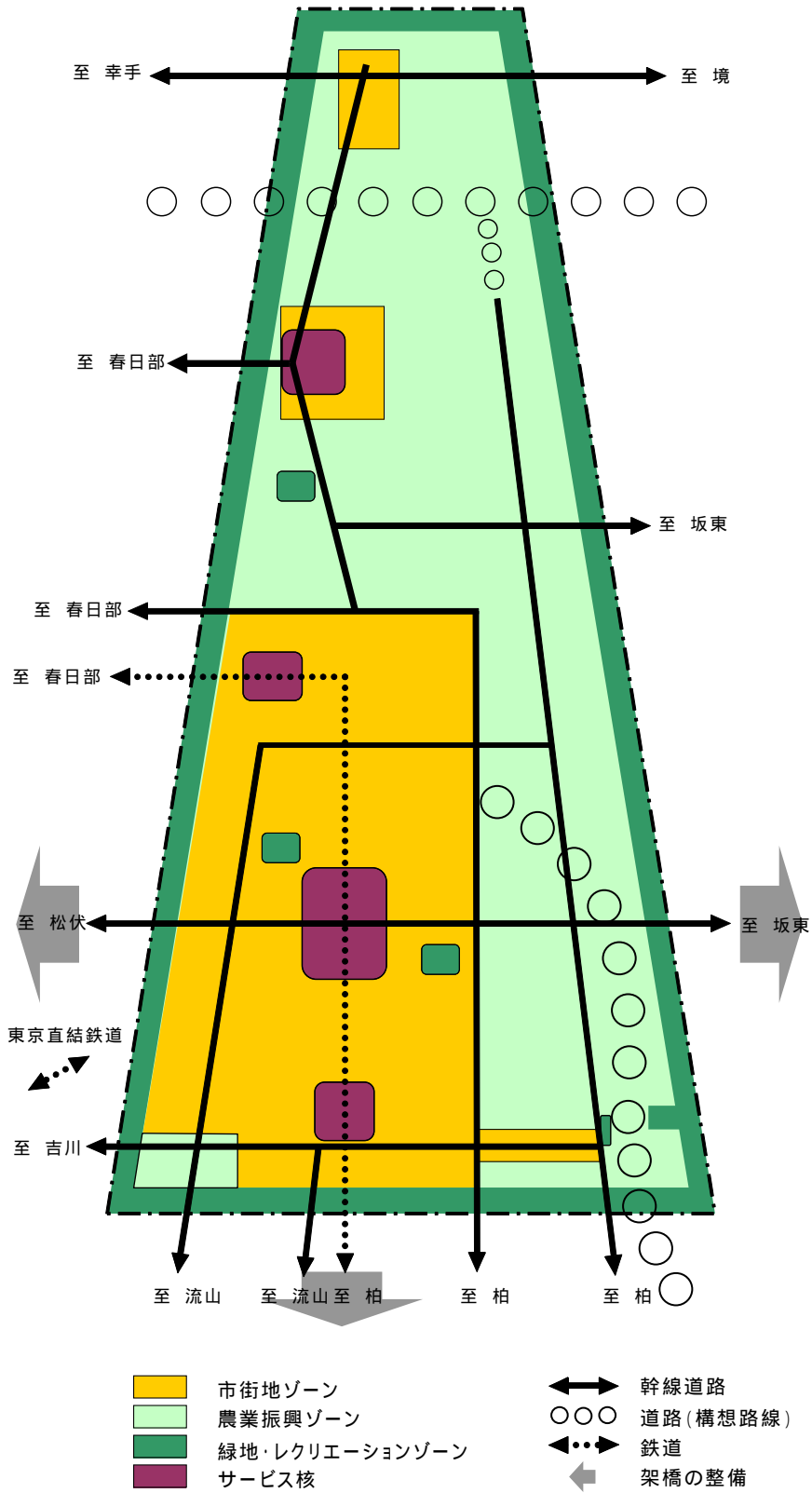
...関宿中央ターミナル・関宿支所周辺地域

《見直しのポイント》

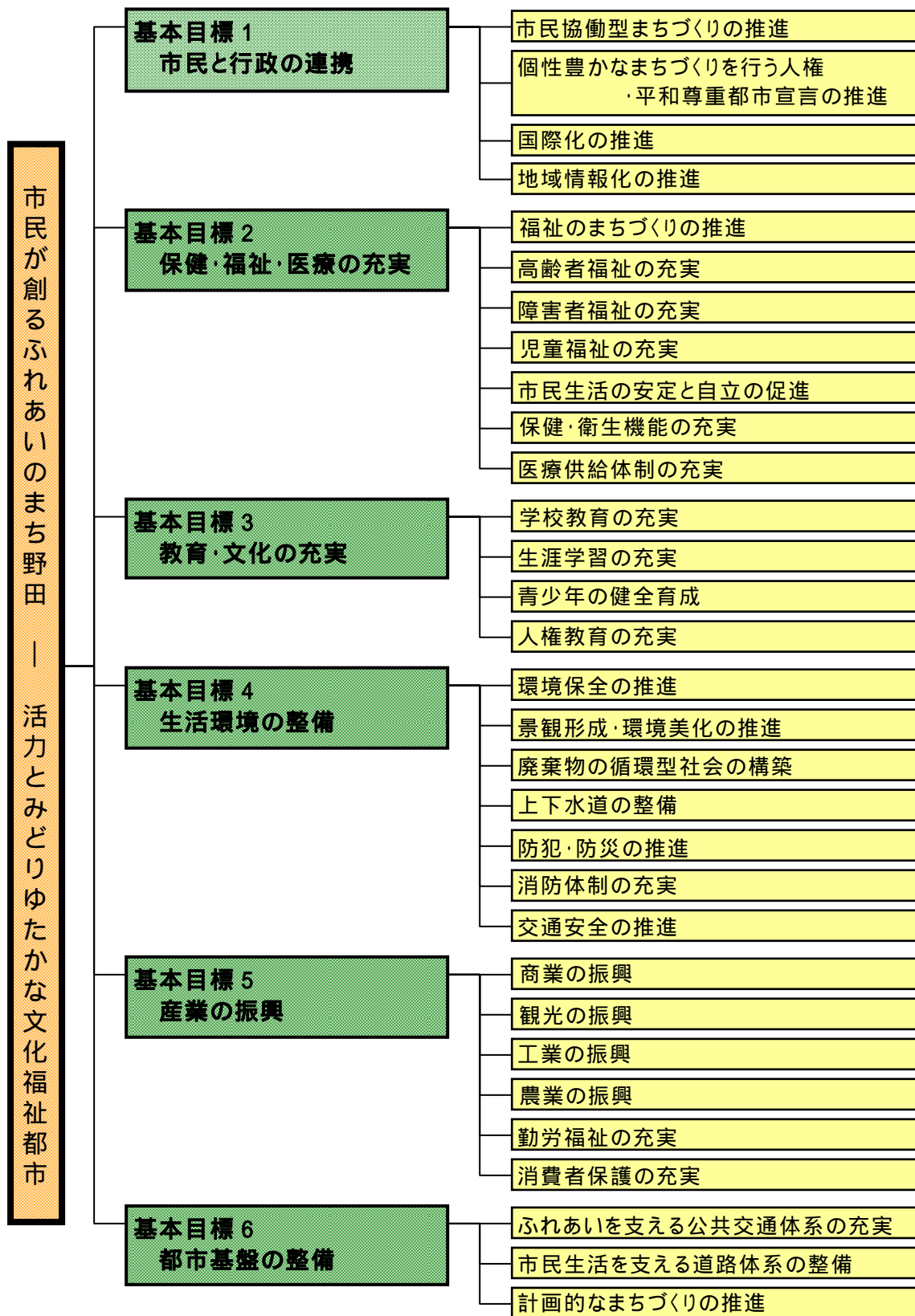
新市建設計画策定時に、見直し後の総合計画に地域サービス核の一つとして位置づけることとした「関宿中央ターミナル・関宿支所周辺地域」を追加した。



都市構造・土地利用イメージ図



施策の大綱



基本目標 1 市民と行政の連携

地方分権が進展する中で、地域のことはできるだけ地域が自主的に決め、自主的に運営できるようになることが望まれる。これからのまちづくりは、以前にも増して、市民の積極的な参加のもとに、市民と行政が二人三脚で進めることが重要になる。そのため、市民がまちづくりに参加する意識を醸成するとともに、市民との協働作業を通じたまちづくりを継続して推進する。

このような市民と行政の連携には、個人がまちづくりに参加するだけでなく、性別や国籍を問わず大人から子どもまで含めた地域での取組が重要であり、その充実に向けて、基盤となるコミュニティの醸成を推進する。そして、一人ひとりが互いの人権を尊重する明るい社会を実現するための人権教育や男女共同参画社会の実現に向けた取組を充実する。

また、市民との協働によるまちづくりを進めるために、市民がまちづくりに関わる情報を十分に理解できるよう、個人情報保護に配慮しつつ、行政の説明責任を果たすため、情報公開、広報・広聴活動、審議会の公開などを推進する。さらに、今日の社会に不可欠な情報通信技術（ICT）を活用し、情報管理、情報教育の充実など情報の収集発信力を高めることによって、市民参加によるまちづくりを促進する。

基本目標 2 保健・福祉・医療の充実

本格的な少子・高齢社会の到来、要援護者やその家族を取り巻く環境の変化、障害者自身の意識の高まりなど、社会情勢の著しい変化に伴い、福祉サービスに対するニーズはさらに複雑化、多様化し、かつ増大している。

本市では、誰もが安心して暮らすことのできる仕組み（セーフティネット）を構築するため、地域の市民と行政が役割分担を行いつつ、関係機関の横断的な連携強化を進め、保健・福祉・医療にかかる施策の充実を図っていく。

具体的には、まず、高齢者福祉については、自立し、精神的・社会的に充実した生活を送り、満足感の得られる「心豊かな」高齢期を過ごしていくため、世代間交流や地域活動を中心とした生きがいづくりと日常からの健康づくりに努めるとともに、予防を含めた介護サービスの充実を図る。

障害者福祉については、障害の種類を問わない様々なサービスを提供し、自立した地域生活が送れるようサポートするとともに、障害者の社会参加を困難にしているあらゆる障壁を取り除き、参加の機会を保障するバリアフリーの視点から、各種施策の充実を図っていく。

児童福祉については、子育てに関する情報提供の充実や保育サービスの多様化を図り、子育てしやすい環境づくりを推進するとともに、ひとり親家庭への自立支援や学校・地域と協力した子どもが健やかに成長する環境づくりを推進する。

次に、保健分野については、市民の健康増進と疾病・感染症予防の強化を推進するとともに、健康づくりの3本柱である運動、栄養、休養を進めていくための自主サークルや地域リーダーの育成に努める。

医療分野については、医療情報・知識の提供、在宅医療の充実など保健医療体制の充実に努めていく。また、救急医療体制として、一次、二次体制の充実を図る。



基本目標 3 教育・文化の充実

次の世代を担う子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりが個性豊かで、創造性に富み、自主自律の精神と情操豊かな心を持った人として成長するよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携し、一体となって教育環境の向上を図る。

学校においては、生涯にわたる人間形成の基礎づくりとして、地域に学び地域で育つ教育環境を構築し、次世代を担う「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を備えた、たくましい幼児・児童・生徒を育成する。そのため、教育環境整備事業の推進を図るとともに、健康で安全な学習の場を確保し、不易と流行を踏まえつつ、多様な教育機会を提供する。また、地域・学校との双方向の教育財産の共有化により、地域で子どもを育てる体制を強固なものにしていく。さらに、各学校の実態と教育評価の累積を踏まえたうえで、豊かな体験活動や多様な学習機会の設定、食の教育の充実、心身ともに健康で安全な生活を送るための能力や態度の育成等家庭や地域の願いや思いに対応した教育活動を展開する。その推進役となる教職員については、各種研修を通して資質の向上を図り、幼児・児童・生徒や家庭・地域の信頼に応える学校づくりを推進する。

生涯学習においては、誰もが生涯にわたって学び続けることができるよう、市民の自主的な学習活動への支援とともに、社会教育・文化・スポーツ・レクリエーションの各分野にわたって活動の場となる施設整備と参加機会の拡充を図る。また、スポーツを中心としたコミュニティ活動も活発なことから、生涯スポーツの振興による体力の保持・増進と能力の向上を図る。多様化する学習要望に対応する社会教育の体系化と充実、個性あふれる郷土文化の創造の基礎となる芸術・文化の振興、スポーツ・レクリエーションその他の指導者の育成等、学習活動を支援する市民人材の育成と活用、次代を担う子どもたちが健やかに育っていくための青少年活動を充実する。

基本目標 4 生活環境の整備

市民が安心して気持ちよく暮らせるまちづくりを進めるために、安全性を高めるとともに、生活の快適環境を高める。

安全性の高いまちづくりに向けて、市民や関係機関と連携を図り、交通安全意識の高揚や交通安全施設等の整備を進めるとともに、住民の自主防犯組織による防犯対策、地震等の自然災害に対する防災対策を推進し、地域ぐるみによる取組を充実させる。また、いざという時に迅速な対応ができるよう、国民保護法への対応をはじめとする危機管理の仕組みを強化する。

河川・水路の水質保全や公衆衛生の保持など、居住環境の快適性の向上と環境保全に大きく影響する汚水処理対策については、公共下水道の整備を進め、整備区域内の加入促進を図るとともに、下水道区域外については合併処理浄化槽の普及を推進する。また、浸水被害を防止する雨水対策を推進する。上水道については水道施設の整備・充実とともに、災害や渇水時の水の確保等の対応を図る。

廃棄物(ごみ)処理対策については、市民、事業者や企業と連携してごみの分別を引き続き推進し、減量化を図るとともにリサイクルを推進する。また、ごみ処理施設の充実を図る。

自然環境については、利根川、江戸川、利根運河、座生川等の親水空間や緑地を大切な資源として維持・保全に努めるとともに、植樹や公園整備などによって、豊かな自然環境と快適なコミュニケーションの場を創造していく。また、道路整備等の都市基盤整備にあたっては環境に配慮して取り組む。

景観・都市美化については、歴史的資源、観光資源や自然環境を活用し、また商店街の活性化にも配慮するなど、魅力的なまちづくりを進める。

公害防止対策については、県と連携してダイオキシン類対策や公害発生源対策などを進め、健康で快適な生活の維持に努める。

こうした生活環境の整備にあたっては、市民の自主的な参加が重要であり、その取組にあたっての市民の意識醸成を進めるとともに、市民参加の場と仕組みの充実に努める。

基本目標 5 産業の振興

国際化や規制緩和が進む時代潮流に対応し、それぞれの産業の役割を見直しながら、本市の活力と雇用の場を担う産業を振興する。そのため、産業間の連携の促進や事業者や企業の交流機会の提供など、新たな取組に対する支援を行う。

商業については、中心市街地の活性化と魅力ある商店街の形成に十分留意しつつ、都市基盤整備とあわせてまちづくりを推進するとともに、観光との連携も視野に入れた積極的振興を図る。さらに、事業者や企業の意識の高揚を図るとともに、消費者ニーズに対応した各商店や商店会による新規事業やサービス提供への支援を行う。

観光については、市民自らの取組による観光資源の発掘、一体的な活用を推進するとともに、利用者の立場に立ったPRを推進する。さらに、自然・歴史・文化を活かした観光資源の整備とイベント開催による内外にわたる交流の活性化を図る。

工業については、経済のソフト化・サービス化などに対応し、今後の成長が見込まれるサービス業や研究機関をはじめとする知的職種の成長・増大などを視野に入れ、工業団地への産業立地を促進するとともに、既存の中小企業との連携や異業種交流の活性化への支援、地域に根ざして職住近接などを実現する事業者・企業の再配置を推進する。

農業については、農地保全、地力増進、後継者確保、環境保全等の観点から、農業経営を支援するシステムの強化を進めるとともに、消費者に愛されるブランドづくりを進めるなど、経営の安定化に努める。農地については、単に農産物の生産の場としてだけでなく、環境緑地としての役割も明確にしつつ、市民の余暇の場としての利用を推進する。さらには、家畜ふん尿などの適切なりサイクルや環境対策を含め、畜産農家の経営の近代化を推進する。

勤労者対策については、高齢者や障害者、さらにはニート、フリーターが問題となっている若年者の雇用機会を充実させる。そのため、事業主をはじめとして、高齢者・障害者・若年者の雇用機会の創出に向けた市民の理解を促進するとともに、関係機関との連携を図りながら高齢者・障害者・若年者が働きやすい就業環境の形成に努める。また、働く人の技術や能力の向上のために、社会人教育の環境を充実する。

消費者対策については、近年増加している高齢者を狙った詐欺事件などの被害の未然防止・再発防止を図るため、情報提供や講演会などによる正しい知識の普及や相談機能の充実を図る。

基本目標 6 都市基盤の整備

本市の活力の創出に向けては、広域的な交通基盤の整備を通じて、都市の発展の可能性を高めるとともに、それらを活かした魅力あふれる市街地整備を進める。また、首都圏の動向を踏まえて、公共交通の整備、計画的な道路整備をあわせて推進する。

交通基盤、都市基盤の整備にあたっては、単なる基盤整備にとどまらず、それらを利用する市民の生活環境の向上に配慮したまちづくりを行っていく。具体的には、連続立体交差事業の推進等により渋滞解消等の利便性の向上に資すること、積極的に自然環境への影響を少なくすること、市民の日常生活の重要な移動手段であるコミュニティバスのさらなる利便性の向上を図ること、高齢者や障害者をはじめとして誰にとっても使いやすい配慮と安全性の向上を図ること、本市の良さを活かしたまちの「顔」となるようなイメージをつくること、商店街の活性化や観光の一役を担うにぎわいを創出すること、自転車を活用し本市の個性を生み出すこと、住居の表示の整備を行うことなどがあげられる。

また、本市と沿線地域の発展可能性を飛躍的に高める東京直結鉄道の整備を、関係機関と連携して積極的に進める。

基本計画

青字は、見直し前の野田市総合計画の基本計画からの変更または、今回新たに追加したもの。

基本目標 1 市民と行政の連携

基本方針	施策	主な事業
市民協働型まちづくりの推進	市民参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民の手によるまちづくりアイデアの募集 まちづくり市民参加推進委員会の設置及び市民参加手法の検討 市政懇談会の実施 シニア世代地域参加支援事業の実施
	情報提供・情報公開の充実	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供マニュアルの作成及び活用 市報、ホームページ等による情報提供の充実 パブリシティ活動 「市民の手によるまちづくり通信」の発行 情報公開制度の充実
	コミュニティの育成	<ul style="list-style-type: none"> 自治会活動への支援 地区集会施設の整備 地域ぐるみ福祉ネットワークの推進(再掲) 自主防犯組織の育成(再掲) 自主防災組織の育成(再掲)
	NPO等活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> NPO・ボランティアサポートセンターの活用促進
個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言の推進	人権尊重意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 講演会等の開催 啓発資料の作成 市民人権問題意識調査の実施 隣保館事業の充実 人権教育・啓発に関する行動計画の見直し
	男女共同参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立った意識改革 ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進 政策・方針決定過程への女性の参画促進 男女の職業生活と家庭生活の両立支援のための環境づくり 推進体制の充実
国際化の推進	草の根国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流協会の支援
	外国人が暮らしやすい環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 外国人向けガイドブックの充実
地域情報化の推進	ふれあいと市民参加のための情報化	<ul style="list-style-type: none"> 市民の手によるまちづくりの仕組みづくり 市民活動情報コーナーの充実
	安全で便利な生活のための情報化	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報ネットワークの整備 デジタル情報による図書館資料の情報提供
	地域活性化のための情報化	<ul style="list-style-type: none"> 情報教育の推進
	情報通信基盤・拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設を利用した地域間ネットワークの整備 ホームページにおけるWebアクセシビリティの充実 携帯電話やモバイル端末等の活用の検討 電子申請システムの導入
	市民の情報リテラシーの育成	<ul style="list-style-type: none"> 市民の情報リテラシーの育成

基本目標 2 保健・福祉・医療の充実

基本方針	施策	主な事業
福祉のまちづくりの推進	総合福祉会館の活用	・総合福祉会館の活用
	地域ぐるみ福祉ネットワークの推進	・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進
	地域福祉の推進	・地域福祉の推進
	人にやさしい福祉のまちづくりの推進	・福祉のまちづくり運動の推進 ・福祉のまちづくり講演会の開催
	良好な居住環境の実現	・民間賃貸住宅居住支援
高齢者福祉の充実	高齢者介護への意識の高揚	・高齢者の介護に係る意識啓発
	高齢者の在宅及び施設サービスの充実	・在宅サービスの適切な提供 ・施設サービスの適切な提供 ・地域包括支援センターの設置及び運営 ・家族介護への対応 ・認知症高齢者に係る施策の推進
	介護保険制度の円滑な運営	・介護保険制度の円滑な運営
	健康づくりの推進(再掲)	・健康づくり推進プロジェクトの推進(再掲) ・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実(再掲) ・健康診査・生活習慣改善指導の実施(再掲) ・各種がん検診の実施(再掲)
	高齢者の生きがいづくりの推進	・コミュニティ活動の推進 ・シルバーライフ施策の推進 ・シルバー人材センターの機能充実 ・雇用促進奨励金の交付(再掲) ・シニア世代地域参加支援事業の実施(再掲)
障害者福祉の充実	障害者福祉意識の高揚	・障害者福祉ガイドブックの作成 ・障害者啓発用パンフレットの作成
	予防・早期発見・機能回復の推進	・妊産婦・新生児訪問指導の充実(再掲) ・乳幼児健康診査の充実(再掲) ・機能訓練の充実(再掲) ・重度障害者医療費の助成
	障害者福祉サービスの充実	・社会参加の促進 ・介護サービスの提供 ・各種補助・手当の支給 ・社会福祉法人への支援 ・障害者相談支援事業 ・自立生活の支援 ・施設整備・利用の促進
	障害者の雇用・就労の推進	・自立への助長支援 ・雇用促進奨励金の交付(再掲) ・障害者職場実習奨励金の交付(再掲)
児童福祉の充実	子育て意識の高揚	・子育てに関する意識啓発の推進 ・子育て情報の提供と子育て相談・交流の場づくり ・児童虐待防止対策の充実
	母子保健対策の充実(再掲)	・妊産婦・新生児訪問指導の充実(再掲) ・乳幼児健康診査の充実(再掲) ・母子に係る医療費助成の実施(再掲)

基本方針	施策	主な事業
	子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な保育サービスの充実 ・保育所へのエアコン設置 ・学童保育サービスの充実 ・ひとり親家庭への支援 ・地域における子育て支援サービスの充実
市民生活の安定と自立の促進	生活困窮者の生活安定と自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の適正な活用
保健・衛生機能の充実	健康意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりフェスティバル事業の推進 ・健康づくり推進計画 21 の推進 ・市民への啓発・PRの強化
	母子保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦・新生児訪問指導の充実 ・乳幼児健康診査の充実 ・母子に係る医療費助成の実施
	健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進プロジェクトの推進 ・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実 ・健康診査・生活習慣改善指導の実施 ・各種がん検診の実施
	感染症予防と公衆衛生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・結核予防の推進 ・エイズ予防対策の推進 ・食品衛生に対する正しい知識の普及
	犬の登録管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録管理の推進
医療供給体制の充実	地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民病院の検討 ・救急医療体制の充実
	献血事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・献血事業の推進
	関係機関との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携の強化



基本目標 3 教育・文化の充実

基本方針	施策	主な事業
学校教育の充実	教育体制・内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修の充実 ・少人数指導の推進 ・副教本の活用 ・英語学習の充実 ・情報教育の充実 ・教育相談の充実 ・特別支援教育の充実 ・食育の充実 ・キャリア教育の充実 ・地域人材の活用 ・読書環境・指導の充実 ・通学路の安全性の確保 ・学校教育を補完する地域文化の学習活動 ・サタデースクールの充実 ・オープンサタデークラブの充実
	教育施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の耐震補強 ・校舎、体育館、プール等の改修 ・小・中学校へのエアコン設置 ・小・中学校、幼稚園のトイレ改修 ・児童・生徒と地域の市民とのふれあいの場の整備
生涯学習の充実	地域での教育活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の学校外体験活動の活性化 ・家庭教育事業の充実
	市民の学習活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の学習活動への環境整備 ・市民の学習機会の拡充と支援 ・公民館サービスの充実 ・生涯学習ボランティア活動への支援
	地域の文化遺産の保存と継承	<ul style="list-style-type: none"> ・個性豊かな地域文化の形成 ・文化財の保存と活用
	文化センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化鑑賞のための自主文化事業 ・市民参加型の自主文化事業
	博物館機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民参加型」博物館への転換 ・郷土の文化意識の育成 ・郷土資料の収集、整理・保管、調査・研究
	図書館機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・興風図書館の保存機能の拡充 ・資料・情報提供機能の充実 ・各種集会事業の実施
	スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川サイクリング道路の整備 ・地域スポーツ活動の推進 ・各種スポーツ施設の整備 ・国民体育大会の開催支援
	市史編さん事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・野田市史の刊行 ・郷土資料の収集、整理、調査・研究
青少年の健全育成	青少年の健全育成活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成団体活動の支援 ・青少年活動の支援

基本方針	施策	主な事業
	青少年の非行防止及び環境浄化活動の推進	・環境浄化活動 ・相談活動
人権教育の充実	人権教育の推進	・学校人権教育指導者養成講座の開催 ・社会人権学習講座の実施 ・企業人権教育研修の実施

基本目標 4 生活環境の整備

基本方針	施策	主な事業
環境保全の推進	自然環境の保全	・みどりの基本計画の策定 ・江川地区自然環境保護対策 ・中央の杜の保全 ・市民の森の保全 ・ふるさと花づくり運動 ・グリーントラストバンク
	公園等の整備	・総合公園の整備 ・スポーツ公園の整備 ・墓地公園の検討 ・三ツ堀里山自然園の管理運営 ・街路樹の管理
	公害防止の充実	・大気環境の保全 ・水質環境の保全 ・地質環境の保全 ・騒音・振動・悪臭の防止 ・環境基本計画の策定
景観形成・環境美化の推進	魅力ある都市景観の形成	・座生地区における色彩景観形成のモデルスタディ ・公共事業による積極的な景観形成 ・景観形成に関する実現化の推進
	歴史的街並みの保存	・歴史的街並み保存に対する支援 ・ふれあいのみちすじ標識の整備
	環境美化の推進	・環境美化意識の啓発 ・ゴミゼロ運動等の環境美化運動の推進 ・不法投棄パトロールの強化 ・害虫駆除
廃棄物の循環型社会の構築	廃棄物の減量・リサイクルの推進	・ごみの減量・分別排出の推進 ・資源回収・リサイクル化の促進 ・一般廃棄物処理基本計画の策定
	廃棄物処理施設の整備	・一般廃棄物最終処分場の確保 ・清掃工場の整備等の検討 ・不燃物処理施設の建設
上下水道の整備	下水道の整備	・流域下水道幹線の整備 ・公共下水道の整備
	生活排水処理の推進	・生活排水処理基本計画の見直し ・合併処理浄化槽の設置促進

基本方針	施策	主な事業
	河川・排水路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・利根運河の水質保全 ・くり堀川、江川、三ヶ尾川の整備 ・阿部沼第1排水区六丁四反水路の整備 ・柏寺落とし堀水路の整備 ・排水路の整備・管理 ・地域排水の整備
	上水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・PRの充実
防犯・防災の推進	防災まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害等に対する取組 ・自主防災組織の育成 ・防災情報ネットワークの整備(再掲) ・備蓄の推進 ・排水機場の運転・管理 ・水防対策
	予防消防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・予防査察体制の充実 ・住宅防火対策の推進
	防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯組織の育成 ・安全安心ステーション(まめばん)等による防犯力の強化 ・防犯灯の設置 ・子ども安全メール
消防体制の充実	消防力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当の普及啓発活動の推進 ・救急業務の高度化 ・通信指令装置の更新整備 ・消防救急無線のデジタル化 ・消防車両の充実強化 ・消火栓・防火水槽の整備
	消防団活動体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と消防団の連携 ・消防団拠点施設の整備 ・消防団用装備等の整備 ・消防団の活性化
交通安全の推進	交通安全意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全団体への支援 ・交通安全指導の充実
	交通安全に配慮した道路整備	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設の整備

基本目標 5 産業の振興

基本方針	施策	主な事業
商業の振興	中心市街地商業等活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地商業等活性化関連事業 ・野田市駅西土地区画整理事業(再掲) ・愛宕駅周辺地区のまちづくり(再掲)
	魅力ある商業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街共同施設設置事業 ・共同駐車場確保事業 ・商店会販売促進事業
	経営改善・近代化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種融資制度による事業経営の支援

基本方針	施策	主な事業
観光の振興	観光サービスの充実	・観光PRの推進 ・地域イベント・まつりの振興 ・博物館事業の充実
	観光資源のネットワーク化	・観光資源の洗い出し ・江戸川舟運の推進 ・歴史的街並み保存に対する支援(再掲) ・ふれあいのみちすじ標識の整備(再掲) ・サイクリング道路の整備(再掲) ・ 観光集客事業の促進
工業の振興	地域産業ビジョンの策定	・工業振興・活性化方策の検討
	経営基盤の強化	・中小企業融資資金預託・利子補給の充実 ・経営改善普及事業への支援
	構造改革の支援	・地域職業訓練協会への支援(再掲) ・異業種交流の推進 ・産学官交流の推進
	産業用地の整備	・船形土地区画整理事業(再掲)
農業の振興	生産基盤の整備	・かんがい排水事業 ・水質保全対策事業
	農業経営の支援	・農業経営基盤強化資金利子補給 ・利用権設定等促進事業 ・ アグリサポート(援農制度)の推進 ・ 担い手農家への支援
	生産・流通対策の推進	・生産調整対策の推進 ・青果物価格安定事業 ・堆肥を利用した低農薬農産物推進事業 ・園芸施設化促進事業
	農業と市民のふれあいの推進	・市民農園設置の推進 ・ 遊休農地の集約の推進 ・地場産品の普及推進
	環境保全型農業の推進	・堆肥の有効活用 ・園芸用廃プラスチックの適正な回収と処理 ・ 農業生産法人による環境保全型農業の推進
	勤労福祉の充実	・地域職業訓練協会への支援 ・雇用促進奨励金の交付 ・障害者職場実習奨励金の交付 ・若年者トライアル雇用奨励金の交付
	勤労者の福祉の向上	・ 社団法人中小企業勤労者福祉サービスセンターへの支援
消費者保護の充実	消費者保護の推進	・ 賢い消費者・消費者団体の育成 ・苦情、相談機能の充実

基本目標 6 都市基盤の整備

基本方針	施策	主な事業
ふれあいを支える公共交通体系の充実	東京直結鉄道の整備促進	・東京直結鉄道の整備促進 ・建設基金の積立
	東武野田線の複線化促進	・東武野田線の複線化の要請
	民間バス路線の維持・整備	・より利用しやすい公共交通としてのバス路線の検討 ・関係機関に対するバス路線の維持・整備の要請
	コミュニティバスの充実	・コミュニティバス(まめバス)の充実
市民生活を支える道路体系の整備	広域幹線道路の整備	・千葉柏道路(国道16号バイパス)の整備促進 ・県道つくば野田線の整備促進 ・県道川藤野田線の整備促進 ・県道結城野田線の整備促進 ・野田橋の架け替えを含む浦和野田線(県道越谷野田線)の4車線化並びに芽吹大橋の架け替えを含む県道つくば野田線の4車線化の整備促進 ・県道川間停車場線の整備促進 ・県道我孫子関宿線の整備促進 ・東西に連絡する道路の整備促進 ・県道境杉戸線バイパス(都市計画道路台町元町線)の整備促進
	幹線道路の整備	・都市計画道路梅郷西駅前線の整備 ・都市計画道路中野台中根線の整備 ・都市計画道路堤台柳沢線の整備 ・都市計画道路清水公園駅前線の整備 ・都市計画道路親野井羽貫線の整備 ・都市計画道路次木古布内線の整備 ・船形吉春線の整備 ・江戸川左岸連絡道路(川間駅アクセス道路)の整備 ・連続立体交差事業の促進(再掲)
	生活道路の整備	・市道の整備 ・川間駅北口市道11030号線歩道の整備 ・市道93417号線の整備(いちいのホール前) ・市道93384号線の整備(向ノ内) ・クリーンセンター周辺道路の整備 ・歩道・サイクリング道路の整備 ・私有道路舗装の推進
	人や環境にやさしい道路の整備	・バリアフリーの推進 ・透水性舗装の推進 ・街路樹の整備
	「野田の道」の整備	・「野田らしさ」を演出する道路の整備 ・サイクリング道路の整備(再掲)
計画的なまちづくりの推進	都市計画制度の適切な誘導	・都市計画マスタープランの見直し
	中心市街地のまちづくり	・野田市駅西土地区画整理事業 ・愛宕駅周辺地区のまちづくり ・連続立体交差事業の促進
	駅前等既成市街地の整備	・梅郷駅西土地区画整理事業

基本方針	施策	主な事業
	周辺環境と調和した健全で良好な住宅地整備	・東新田土地区画整理事業 ・次木親野井土地区画整理事業
	駅前広場・駐輪場及び駅前における快適な歩行空間の整備	・愛宕駅東口駅前広場・駅前線の整備 ・愛宕駅西口駅前広場・駅前線の整備 ・川間駅北口周辺都市施設整備(北口駅前広場) ・駐輪場の整備
	産業用地の整備	・船形土地区画整理事業
	住居の表示の整備	・市街地における住居の表示の整備



重点プロジェクト

重点プロジェクトは、基本構想及び基本計画(施策の展開方向と計画の実現に向けて)にて網羅した施策のうち、市民ニーズを踏まえ、まさに重点的(優先的)に取り組むべきと評価される事業である。新市の総合計画としていた新市建設計画<本編>、旧野田市総合計画及び旧関宿町総合計画の重点事業からの継続性・連続性に配慮しつつ、基本目標 1 から 6 までの見直し後の内容を反映したもので、重点プロジェクトとしての優先性を検討し、以下の 9 事業を設定した。

ゴシック字は、今回追加・変更により見直したものを。

プロジェクト 1 市民協働型まちづくり

市民参加の推進
情報提供・情報公開の充実

NPO 等活動の支援

プロジェクト 2 高齢者や障害者にやさしいまちづくり

総合福祉会館の活用
地域ぐるみ福祉ネットワークの推進
地域福祉の推進
人にやさしい福祉のまちづくりの推進
良好な居住環境の実現
高齢者介護への意識の高揚
高齢者の在宅及び施設サービスの充実

介護保険制度の円滑な運営
健康づくりの推進
高齢者の生きがいづくりの推進
障害者福祉意識の高揚
予防・早期発見・機能回復の推進
障害者福祉サービスの充実
障害者の雇用・就労の推進

プロジェクト 3 健康で安全に暮らせるまちづくり

健康意識の高揚
母子保健対策の充実
予防・早期発見・機能回復の推進
健康づくりの推進
感染症予防と公衆衛生の推進
地域医療体制の充実

献血事業の推進
関係機関との連携の強化
防災まちづくりの推進
予防消防体制の充実
防犯対策の充実

プロジェクト 4 子育てのしやすいまちづくり

男女共同参画社会の実現
子育て意識の高揚

母子保健対策の充実
子育て支援の充実

プロジェクト 5 豊かな心を育むまちづくり

教育体制・内容の充実
教育施設・設備の充実
地域での教育活動の支援
市民の学習活動の振興
地域の文化遺産の保存と継承

文化センター機能の充実
博物館機能の充実
図書館機能の充実
スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実
市史編さん事業の推進

プロジェクト6 みどりと花と水のまちづくり

自然環境の保全
公園等の整備
公害防止の充実
魅力ある都市景観の形成
環境美化の推進

廃棄物の減量・リサイクルの推進
下水道の整備
生活排水処理の推進
河川・排水路の整備

プロジェクト7 交通の便利で快適なまちづくり

東京直結鉄道の整備促進
東武野田線の複線化促進
民間バス路線の維持・整備
コミュニティバスの充実
広域幹線道路の整備

幹線道路の整備
生活道路の整備
人や環境にやさしい道路の整備
「野田の道」の整備

プロジェクト8 中心市街地のまちづくり

中心市街地商業等活性化
東京直結鉄道の整備促進
東武野田線の複線化促進
広域幹線道路の整備

幹線道路の整備
生活道路の整備
中心市街地のまちづくり

プロジェクト9 梅郷駅周辺のまちづくり

東武野田線の複線化促進
広域幹線道路の整備
幹線道路の整備
生活道路の整備

駅前等既成市街地の整備
周辺環境と調和した健全で良好な住宅地整備
駅前広場・駐輪場及び駅前における快適な歩行空間の整備



構想・計画の実現に向けて

1) 市民参加を積極的に推進し、個性豊かなまちづくりを行う。

これからのまちづくりは、市民の積極的な参加のもとに、市民と行政が二人三脚で進めることが重要である。そのため、できるだけ市民参加の機会を充実し、これまで野田市が取り組んできた市民との協働作業を通じたまちづくりを継続する。また、市民との協働による魅力あるまちづくりをより実質的に進めるために、広報・広聴活動、情報公開を一層推進するとともに、計画の策定過程における市民参加に加え、計画の実現過程における市民参加をあらゆる分野で推進していく。

2) 社会環境変化に的確に対応し、魅力あるまちの実現に努める。

多様化し増大し続ける市民ニーズに的確に対応するため、常に変化し続ける社会環境を見据え、計画的かつ柔軟なまちづくりを推進していく。また、地方分権時代の到来により、市民や地域の視点に立ったまちづくりを推進していくことも時代の要請するところである。社会環境変化に的確に対応し、21世紀における新たな地方自治を確立していくためには、都市間競争に打ち勝てるようなまちの魅力づくりが大切であり、市民に身近な行政としての視点に立ったまちづくりを推進していく。

3) 行財政運営の効率化を図り、市民福祉の向上に努める。

市財源の根幹をなす市税等について常に新たな徴収対策を講じていくとともに、受益者負担のルール化等、負担の適正化の強化を図る。また、公有財産の有効活用を進める。

歳出についても、実効性のある行政評価手法の確立に努め、民間活力等を積極的に活用しインフラ整備を図るとともに、市役所窓口開設時間の延長等、市民サービスの向上に努めていく。加えて、収支面におけるプライマリーバランス^{注1)}の黒字化施策について堅持するとともに、債務残高に留意しながら、厳格な財政規律を保っていく。

また、地方分権が進む中、効率的な行財政運営を図るため、職員研修を充実し、職員の意識改革・能力向上を図る。



注1) プライマリーバランス………国の定義では、歳入から借金である国債等の発行額を除いた収入と、歳出から過去に発行した国債の元利返済金を除いた支出のバランスを指す。ただし、この場合には、均衡しても利払い費分だけ借金の残高は増加していく形になる。

そこで、野田市では、歳入から借金である市債等の発行額を除いた収入と、歳出から過去に発行した市債の元金返済金のみを除いた支出のバランスをとることにより、国よりも厳しい制約を行うことで、借金の残高を年々減らすようにしている。

新市建設計画に関する事項

平成 15 年 6 月の関宿町との合併に際して策定した新市建設計画は、「新市建設計画〈本編〉」、「旧野田市総合計画」及び「旧関宿町総合計画」で構成されており、合併後はこの新市建設計画を新市の総合計画として行政運営を行ってきた。合併後すでに 4 年余が経過したが、この間に、旧関宿町役場をリニューアルして、支所機能をはじめ図書館やコミュニティ会館を備えた総合庁舎としてオープンした「いちいのホール」や陸上競技場の整備、合併のシンボルとして市民に好評のコミュニティバス「まめバス」の運行、東武野田線の梅郷、清水公園、七光台駅の東口整備及び東西自由通路の開通、生活関連道路の整備等々、新市の建設が着実に進んでいる。

このように、合併効果が次第に具体化し始めていることから、旧野田市総合計画の基本計画前期終了の見直し時期であるタイミング(平成 19 年度)で、改めて新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに新市の均衡を図るため、3 冊構成の新市建設計画に必要な時点修正を施し 1 冊にまとめたものが、見直し後の「野田市総合計画」であり、同時に変更後の「新市建設計画」として位置づけるものとする。

(平成 26 年 1 月改訂)

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、地方債を起すことができる期間が延長されたことに伴い、新市建設計画に関する事項の「計画期間を平成 35 年度まで延長する」とし、「財政計画(合併による影響経費)」について実績を反映させるとともに、平成 35 年度までの推計を追加した。





発行 平成 20 年 3 月
(平成 26 年 1 月改訂)
企画・編集 野田市企画財政部企画調整課
〒278-8550
千葉県野田市鶴奉 7-1
04-7125-1111 (代)

この概要版は、本編から部分的に抜粋したものです。
さらに詳しくお知りになりたい方は、市役所及びいちいのホールの行政資料コーナー、公民館、図書館などの公共施設のほか、市ホームページでも総合計画の本編をご覧になることができます。